

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

# IASB が、個別財務諸表における持分法の使用を許容する IAS 第 27 号の修正を提案する

### 目次

- ・ **なぜIAS第27号に修正が提案されているのか？**
- ・ **IAS第27号の修正案は何か？**
- ・ **発効日とコメント期間**

### 要点

- ・ 修正案は、企業の個別財務諸表における、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理で持分法の適用を許容する。
- ・ 本提案に対するコメントは、2014年2月3日が期限である。

本 IFRS in Focus は、国際会計基準審議会 (IASB) によって公表された最新公開草案 (ED) ED/2013/10 に示されている IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正案を要約する。

### なぜ IAS 第 27 号に修正が提案されているのか？

IAS 第 27 号「個別財務諸表」は、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理を原価で、または IFRS 第 9 号「金融商品」(もしくは、IFRS 第 9 号をいまだ適用していない企業は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」) に従うことを要求している。

IASB のアジェンダ・コンサルテーション 2011 の一環で、一部の関係者は、いくつかの国の法律が、上場会社に子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会社処理として持分法を使用して個別財務諸表を表示することを要求していると回答した。さらに、ほとんどの場合、IFRSs に従って作成された個別財務諸表と現地の規制のもとで作成された個別財務諸表との差異は、持分法の使用のみであることが言及された。

IASB はこれらの懸念を認識し、その結果、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理で、個別財務諸表に持分法を使用する選択肢を追加する ED/2013/10 を提案した。

詳細は下記ウェブサイトを参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

## IAS 第 27 号の修正案は何か？

本提案では、企業は、個別財務諸表において子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することができる。その結果、企業はこれらの投資の会計処理で、次のいずれかが許容される。

- i. 取得原価で会計処理
- ii. IFRS 第 9 号(または IAS 第 39 号)に従って処理
- iii. 持分法を使用して会計処理

これは、投資の各区分(category)ごとに会計方針の選択である。

### 見解

個別財務諸表は IFRSs では要求されていない。一般的に、個別財務諸表は、現地の規制または他の財務諸表利用者によって要求される。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」との潜在的な矛盾を避けるため、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の結果的修正が提案されている。本結果的修正の案は、25 項(所有持分の減少に係る、過去にその他の包括利益に認識した利得または損失の割合を、純損益に振り替えることを要求する)が、関連会社または共同支配企業の所有が減少するが、引き続き投資会社は関連会社または共同支配企業として分類される場合にのみ適用されることを明確にする。

### 発効日とコメント期間

本 ED は、発効日を特定していない。IASB は、この ED に対して受領したコメントを考慮して、発効日を決定する予定である。

企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、本修正案を遡及的に適用することが要求される。

初度適用における特別な免除は、ED に含まれていない。

### 見解

IASB は、個別財務諸表における持分法を適用する場合に、連結財務諸表の情報(すなわち、IFRS 第 10 号で子会社を連結する情報や IAS 第 28 号で関連会社および共同支配企業に持分法を適用する情報)を使用できるので、追加の手続を実施する必要がないと考えている。

ED に対するコメントは、2014 年 2 月 3 日が期限である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohatsu.com](http://www.tohatsu.com))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 か国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohatsu.com/deloitte/](http://www.tohatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。